

海老名市家庭系ごみ減量化基本方針

市民との協働による環境負荷の少ない
資源循環型都市環境の構築を目指して

平成30年9月

海老名市

一目次一

はじめに

1 これまでの経緯.....	1
(1) ごみ減量化策について	
(2) ごみ減量化策審議経過について	
2 海老名市のごみ処理の現状.....	2
(1) ごみ焼却量	
(2) 家庭系ごみの現状	
3 海老名市のごみ処理の課題、ごみ減量の目的と効果.....	5
(1) ごみ処理の課題	
(2) ごみ減量の目的と効果	
4 家庭系ごみ減量化策について	7
5 家庭系ごみ有料化について	8
(1) 家庭系ごみ有料化とは	
(2) 家庭系ごみ有料化の効果	
6 家庭系ごみ有料化の制度内容について	9
(1) 有料化対象品目	
(2) 手数料の料金体系	
(3) 手数料の徴収方法	
(4) 手数料の料金設定	
(5) 有料指定ごみ袋（有料化対象品目）の種類・形状と販売方法	
(6) 手数料の減免	
(7) 収入の使途	
7 家庭系ごみ戸別収集の制度内容について	15
(1) 収集方法の変更	
(2) 戸別収集の効果	
(3) 戸別収集対象品目について	
(4) 排出場所の決定について	
(5) 収集体制の見直し	
(6) 集合住宅への支援策	
8 家庭系ごみ有料化・戸別収集実施にあたっての留意事項.....	17
(1) ごみの減量化・資源化のための併用施策について	
(2) 不法投棄と不適正排出対策	
(3) 市民への周知啓発の徹底	
(4) 座間市、綾瀬市への情報提供	
(5) 有料化の制度見直し	
9 家庭系ごみ有料化・戸別収集の実施時期について	19

はじめに

平成15年3月、循環型社会形成推進基本法に基づく国の循環型社会形成推進基本計画において、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方針が示されました。これを受け、高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）で策定している一般廃棄物処理基本計画（以下、「一廃計画」という。）において、計画目標年度（平成39年度）までに、三市のごみ量を平成12年度比30%削減を目標と定めました。

海老名市では、その目標達成に向けた様々なごみの減量化策、資源化策を講じ、市民皆様のご理解・ご協力もあり、人口が増加する中にあっても、ごみの減量は図られてきました。

しかし、平成26年度を境にごみの量は増加傾向となり、このまま推移した場合、計画目標値との乖離が進み、目標達成も困難となることから、今後、更なるごみ減量化策を講じることが必要となっています。

このような中、構成三市の可燃ごみを焼却処理する高座清掃施設組合（海老名市本郷）では、焼却施設の老朽化に伴い、同敷地内に新たな施設を建設中で、平成31年4月の稼働開始を予定しています。

新施設での安定した焼却処理を継続し、施設を長期利用（延命化）するためにも、施設への負担軽減となる、ごみの減量化は必要となります。

国は、平成17年5月に廃棄物処理法の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正し、市町村の役割として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが記載され、国全体の施策の方針として示されています。

このような背景を踏まえ、ごみの減量化を喫緊の課題と捉える本市では、新たなごみの減量化策について、環境審議会へ諮問をおこない、さらなるごみの減量化には、有料化や戸別収集などが有効であるという答申をいただきました。

今までの取り組みだけでは、これ以上の減量化は難しいことから、海老名市では、答申にある、「減量効果が全国的にも実証され、國の方針にも挙げられている」ごみの有料化や戸別収集などを、環境にやさしい材質の指定袋を利用するなど、環境にも配慮し、新たなごみ減量化策として取り組んでいきたいと考えます。

1 これまでの経緯

(1) ごみ減量化策について

本市では、家庭系ごみの減量化策として、適宜減量化策を実施してきました。近年の主な家庭系ごみ減量化策に関しては次のとおりです。

年 月	経 過
平成23年 4月	・電動式生ごみ処理機補助額の引き上げ
平成23年 4月～ 平成26年 3月	・家庭系可燃ごみ戸別収集モデル事業（国分寺台4・5丁目）
平成24年 6月～ 平成27年 5月	家庭系可燃ごみ戸別収集モデル事業（東柏ヶ谷二丁目）
平成26年 6月	剪定枝資源化モデル事業開始（上郷）
平成26年 7月	非電動式生ごみ処理機補助額の引き上げ
平成28年12月	・ミックスペーパー品目拡大・木製家具や布団のRPF化
平成29年 2月	分別品目検索システム「ごみサク」の導入
平成29年12月	粗大ごみ基準の改正

(2) ごみ減量化策審議経過について

年 月	経 過
平成28年10月	三市首長協議において、ごみ減量化が喫緊の課題であるという共通認識が図られる。
平成29年 5月31日	環境審議会に「ごみの減量化策（戸別収集、有料化含む）について」諮問
平成29年 9月28日	海老名市環境審議会 中間答申
平成29年10月～11月	市長タウンミーティング（ごみ減量化等がテーマ）
平成29年12月2日～	中間答申に対するパブリックコメントを実施
平成29年12月～	全59自治会に対して中間答申の説明会を実施
平成30年 3月	
平成30年 3月	一般廃棄物処理基本計画改定
平成30年 6月18日	海老名市環境審議会 最終答申
平成30年 6月	海老名市家庭系ごみ減量化基本方針（案）策定
平成30年 7月～8月	海老名市家庭系ごみ減量化基本方針（案）に対するパブリックコメント・住民説明会の実施
平成30年 9月	市長タウンミーティング
平成30年 9月25日	海老名市家庭系ごみ減量化基本方針を決定

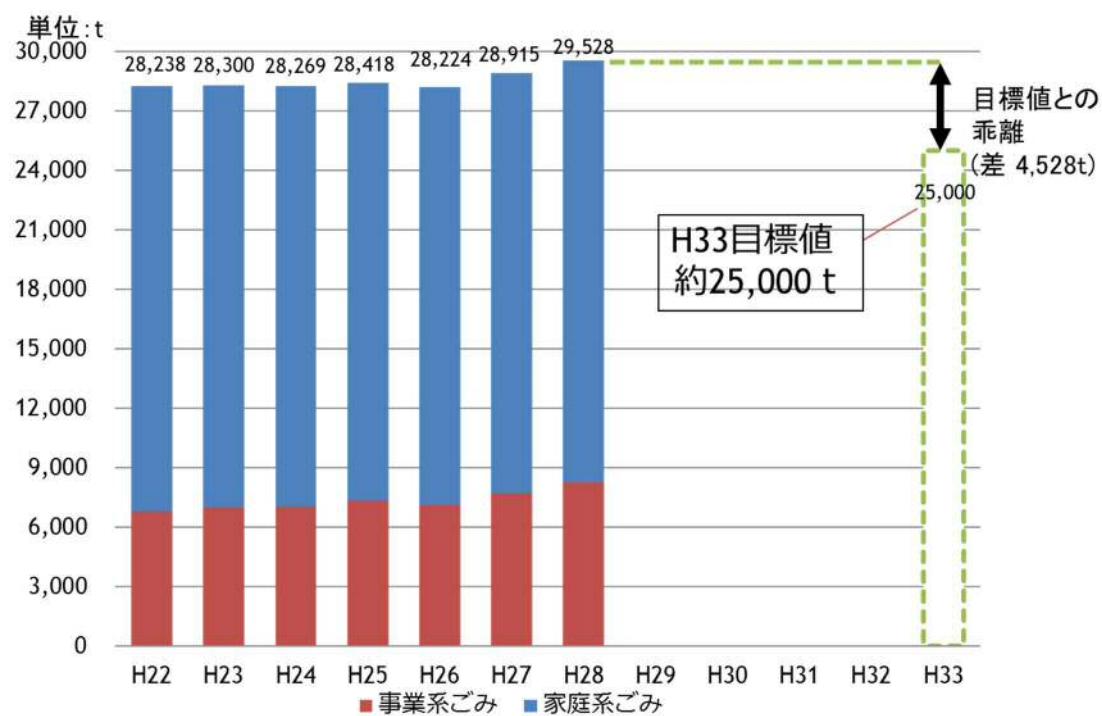
2 海老名市のごみ処理の現状

(1) ごみ焼却量

高座清掃施設組合及び構成三市で策定している一廃計画では、海老名市の家庭系ごみと事業系ごみの年間焼却量の目標値を、平成12年度の年間焼却量32,980tに対し、平成39年度までに約26%減の年間約24,000tとしています。

図1のとおり、ごみの年間焼却量は平成26年度を境に増加傾向で推移しています。仮に現状のごみ量で推移した場合、平成33年度の中間目標値に対し、約4,500tの乖離が生じることが想定されます。

図1 ごみ焼却量／年



ごみ焼却量に対する家庭系ごみと事業系ごみの比率は、各年度間における多少の差はあるものの、家庭系ごみが約7割、事業系ごみが約3割となっています。

※ごみ焼却量（高座清掃施設組合で燃やした量）は、三市のごみの量に応じて按分計算で算出しているため、家庭系ごみ排出量及び事業系排出量の合計値とごみ焼却量の数値は相違します。

年間焼却量の目標値

平成33年度(中間目標)⇒約25,000t/年

(平成12年度比約25%削減)

平成39年度(計画目標)⇒約24,000t/年

(平成12年度比約26%削減)

(2) 家庭系ごみの現状

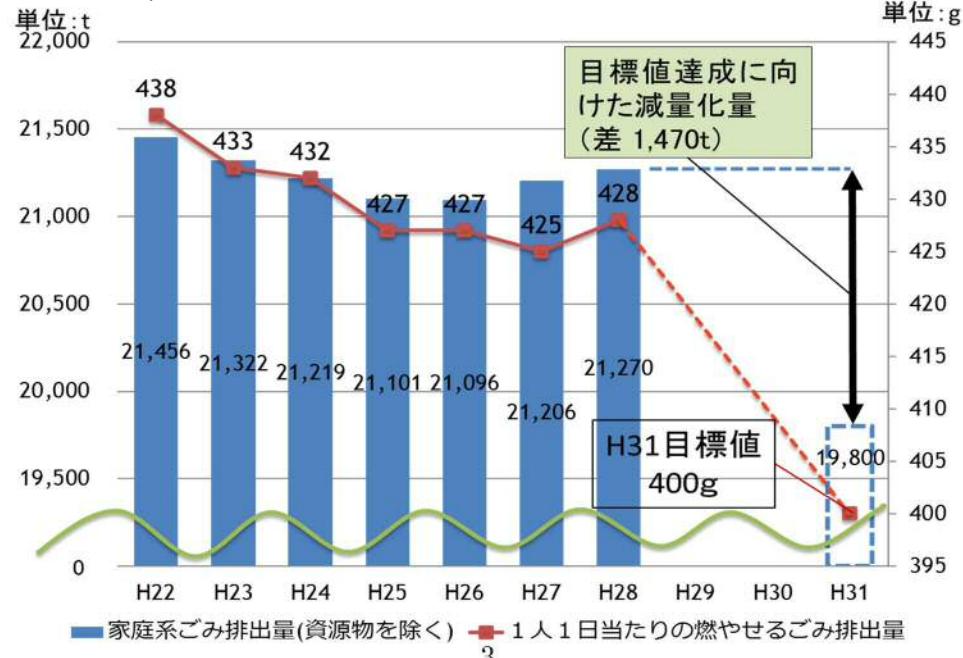
① 家庭系ごみ排出量について

本市の資源物を除く家庭系ごみ排出量と1人1日当たりの燃やせるごみ排出量の推移は、図2のとおりです。これまで様々なごみ減量化策に取り組んできたこともあり、平成26年度までは、人口が増加する中でも家庭系ごみの排出量は減少傾向にありました。ここ数年は増加傾向に転じています。

また、1人1日当たりの燃やせるごみ排出量で見てみると、平成25年度以降、おむね横ばいの推移となっています。

一廃計画で定めた平成31年度の目標値である1人1日当たりの燃やせるごみの排出量400gを達成した場合、家庭系ごみの想定排出量は19,800tとなります。この数値と、仮に減量化が進まず、現状のごみ量のまま推移した場合の数値(21,270t)を比較すると、平成31年度で約1,470tの乖離が生じることになります。

図2 家庭系ごみ排出量と1人1日当たりの燃やせるごみ排出量

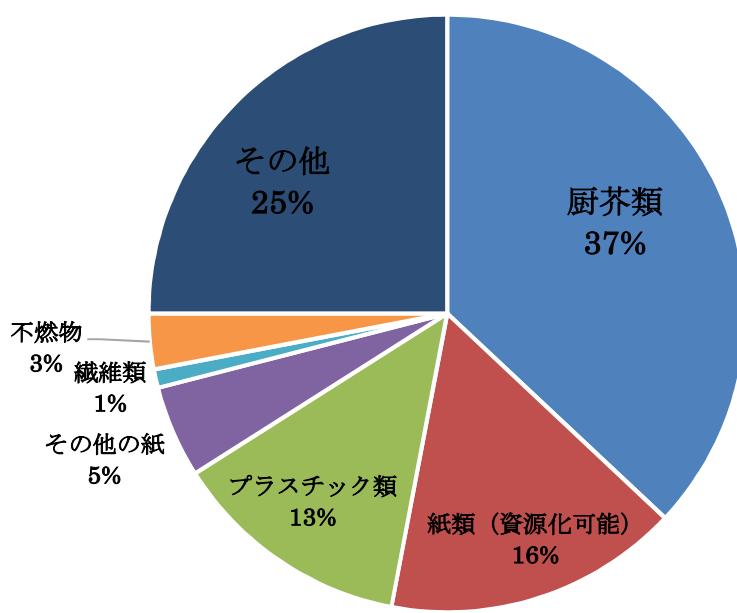


② 組成分析結果（ごみの内容物検査）

組成分析の結果では、家庭系の燃やせるごみの中には厨芥類（生ごみ）が37%、資源化可能な紙類が16%、プラスチック類が13%含まれています。

このように、燃やせるごみの中に資源化可能な紙類やプラスチックが約3割混入されている状況があることから、ごみの減量化を図るには、さらなる分別の徹底が求められます。

図3 組成分析結果（燃やせるごみ）



③ ごみ処理経費

平成28年度のごみ処理経費は、約12億6,000万円で、1人当たりのごみ処理経費としては年間、約9,600円となっています。

ごみ処理経費の近年の推移としては減少傾向にあります。これは、この経費に焼却施設である高座清掃施設組合への分担金が含まれており、分担金として負担している施設補修費等の減額に起因したもので、ごみの量が減少したものではありません。

この三市が支払う高座清掃施設組合分担金は、ごみの量に応じて変動することからも、分別の徹底や生ごみの削減、資源化の促進などにより、燃やせるごみの減量化が求められます。

3 海老名市のごみ処理の課題、ごみ減量の目的と効果

(1) ごみ処理の課題

一廃計画で定めた平成33年度の焼却量目標値の達成には、現在の焼却量から約4,500トンのごみの減量が求められ、家庭系可燃ごみ排出量は平成31年度までに約1,500トン、事業系ごみ排出量は平成33年度までに約3,000トン減量する必要があります。

この目標値達成には、これまでの手法を継続するだけでは厳しく、さらにごみの焼却量を減らすには、今まで以上に踏み込んだ減量化策の実施が求められます。

ごみ焼却量が増えてきた主な要因としては、まちの賑わいや人口増加等の影響により、家庭系・事業系のごみ量がともに増加してきたことが考えられます。

しかし、家庭系ごみに関しては、近年1人1日当たりの燃やせるごみ排出量が横ばいで推移していることから、人口増加の影響だけでなく、ごみ減量化策の効果が頭打ちの状態になっていることも要因の一つであると考えています。

組成分析調査によると、燃やせるごみの中に約3割の資源物が混入している結果となっています。これは、分別が徹底している方のごみも、徹底していない方のごみも一律に収集・処理されてしまうことにより、分別意識が働きづらいことが原因の一つであると考えられます。

このように、燃やせるごみに対する資源物の混入が、約3割ある本市では、分別の徹底によりごみの排出量を減らすことができる余地があるため、今後は市民一人一人の分別意識に、より動機付けが働くごみ減量化策の検討が求められます。

(2) ごみ減量の目的と効果

① 焼却施設への負担軽減

ごみの焼却処理は、焼却施設の安定した処理を継続させる必要があるため、施設への負担が過度にならないようにしなければなりません。

そのような中、三市のごみ処理施設である高座清掃施設組合は、焼却施設の老朽化に伴い、同敷地内に新たな施設を建設中で、平成31年4月より稼働する予定になっています。

ごみの減量を継続することは、焼却施設へ与える負担を将来にわたって軽減することになり、焼却費用や保守等のランニングコストの削減はもとより、施設の延命化にも繋がります。

② 近隣住民の負担軽減

高座清掃施設組合は、昭和42年の稼働から海老名市本郷に所在しています。近隣住民には、約半世紀にわたって大きな負担感を与えており、また、現在も同敷地内で施設の更新に向け、新たなごみ処理施設を建設していることから、施設近隣住民に負担軽減となるような方策を引き続き講じていかなければなりません。

この施設更新に当たっては、「ごみの減量」及び「搬入車両の減少」が近隣住民との合意条件の一つとされていることからも、継続してごみの減量化に取り組んでいかなければなりません。

本市は、焼却施設の所在市としても、率先してごみの減量化に取り組んでいく必要があります。

③ 環境負荷軽減の効果

ごみの減量化、資源化の推進を市民とともに進めるために、環境にも配慮した自然にやさしい材質の有料指定ごみ袋を使用することにより、市民の環境意識の醸成が図られ、ひいては、地球温暖化防止や大気汚染物質の排出抑制にも寄与することになると考えます。

④ 財政負担の削減

ごみの処理には多額の税金が使われています。ごみ焼却量を減らすことで、焼却経費の削減ができ、他の市民サービスの拡充にも繋がることが期待できます。

⑤ 次世代への負担軽減

課題の先送りをすることなく、将来を見据えた対策を講じることで、次世代への負担が軽減できます。

4 家庭系ごみ減量化策について

本市では、ごみの減量化策として、生ごみ処理機への助成、資源物分別品目の細分化、粗大ごみの規格改定等、様々な取り組みを実施してきており、市民の皆様の協力もあり、一定の減量効果を得ることができました。

しかし近年では、燃やせるごみの総量だけではなく、一人一日当たりの燃やせるごみの排出量も横ばいで推移しており、これまでの施策を継続・強化するだけでは、これ以上の減量化は難しいと考えています。

今後、将来を見据えた中で、さらにごみの減量化を進めるには、市民の意識改革が図られ、かつ持続性のある減量化策が求められますが、これらに有効な手法の一つとして、分別意識へのインセンティブが働くとともに、ごみ減量効果の持続性が実証されている家庭系ごみの有料化が挙げられます。

国も、平成17年5月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正し、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されました。

家庭系ごみの有料化は、ごみの排出量に応じた手数料徴収となり、費用負担の公平性が図られるとともに、排出抑制やごみ減量への関心を持つてもらうための効果的な方法で、市民の意識改革にも繋がる有効な減量化策と言われ、先行する多くの自治体で、減量効果が実証されています。

また、ごみの量が減ることで、環境や処理施設への負担が低減され、財政面でも、焼却経費や施設、車両等の維持管理費の軽減も期待できます。

以上のことから、海老名市においてもさらなるごみの減量化を図るため、持続的な減量効果が見込まれる有料化の導入は、減量化策の有効な手法の一つであると考えます。

また、他の減量化策として、戸別収集の導入や分別品目の追加が挙げられ、有料化と併用実施することにより、ごみの減量効果とともに、美化意識の向上によるまちの美観維持などの相乗効果が期待できるものと考えます。

5 家庭系ごみ有料化について

(1) 家庭系ごみ有料化とは

家庭系ごみ有料化とは、ごみの排出量に応じてごみ処理経費の一部を市民の皆様に負担していただくものです。

(2) 家庭系ごみ有料化の効果

本市のごみ処理は、一廃計画に基づいて行うこととしています。この中で、「1人1日あたりの家庭系ごみの減量化量」「事業系ごみの減量化量」「焼却量」「1人1日あたりの家庭系可燃ごみ量」「リサイクル率」の5つの数値目標を定め、ごみの減量と分別の推進に取り組んできましたが、さらなるごみ減量化策を講じなければ目標の達成は厳しい状況にあります。

市民の分別に対する意識を高め、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保することを目的とし、家庭系ごみ有料化の導入に向けた取り組みを進めます。

① 減量化・資源化の一層の推進

現在、家庭系ごみのうち「燃やせるごみ」の中には、正しく分別すれば「資源物」となるごみが約3割含まれています。家庭系ごみ有料化の導入により、ごみの分別意識が高まり、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に混入されている資源物の一層の分別排出が進むといった効果が期待できます。

また、家庭からなるべくごみを出さないようにする発生抑制の意識も高まり、生ごみの水切りや生ごみ処理機の活用、調理くずが出ない工夫などが期待されます。

② 負担の公平性の確保

現在、ごみ処理に掛かる経費は全て税金で賄っており、分別に取り組んでいる人と、取り組んでいない人の間に費用負担の公平性が保たれていません。

有料化を実施することで、ごみの排出量に応じた費用を負担していただくことにより、ごみの排出量と負担額が連動し、負担の公平性の確保が図られることになります。

6 家庭系ごみ有料化の制度内容について

(1) 有料化対象品目

本市における家庭系ごみ有料化の対象品目については、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」とします。それ以外の資源物は無料としますが、排出に用いる指定ごみ袋は、環境に配慮したものをお奨めします。

【家庭系ごみ品目】

区分	品目	想定排出方法
家庭系ごみ有料化対象品目	燃やせるごみ・生ごみ 燃やせないごみ	指定ごみ袋
資源物	紙類（段ボール、新聞と折込チラシ、飲料用紙パック、本・雑誌類、ミックスペーパー）	種別ごとにひもで十字にしばる（ミックスペーパーは袋等）
	布類	市が別に定める袋 (環境に配慮したものを推奨)
	缶類	
	びん類	
	蛍光管、電球、乾電池	
	ペットボトル	
	容器包装プラスチック	
	その他プラスチック	
	家庭用金物類	
	小型電気製品	ペットボトル
	使用済み食用油	
	剪定枝	規定の大きさに切ってひもで束ねる

(2) 手数料の料金体系

ごみ処理手数料の料金体系としては、家庭系ごみ有料化の仕組みが市民にとって分かりやすいことや、ごみの排出量に応じた費用負担になることにより、持続的な減量効果が期待できることから、ごみの排出量に比例してごみ処理手数料が増加する「単純従量制」を採用します。

※単純従量制とは

ごみの排出量に応じて、排出者がごみ処理に係る一部の経費を手数料として負担する方式

(3) 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法については、全国的にも一般的な「有料指定ごみ袋制」を採用します。

※有料指定ごみ袋制とは

市が作成する有料指定ごみ袋を手数料として定めた価格で購入していただくことで手数料の納付となるもの

近年、プラスチック製品による環境汚染が、世界規模で大きな問題となっています。この中で、マイクロプラスチック等による海洋汚染は、島国の日本にとって深刻な問題であり、解決していくかなければならない課題と捉えています。

海老名市においても、ごみの減量化策を検討しているこの段階で、これらの問題を認識し、資源化も含めたごみの減量化にしっかりと取り組む必要があると考えます。

このようなことから、海老名市は、有料指定ごみ袋を環境に配慮した自然に優しい材質を使った統一袋とします。なお、有料化以外の品目についても、環境に配慮したごみ袋の使用についての検討を進め、レジ袋の削減などを図りながら、市民とともに環境負荷の少ない資源循環型の都市環境の構築を目指します。

(4) 手数料の料金設定

環境省作成の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、家庭系ごみ有料化手数料の設定の際は、以下の点を考慮すべきとなっています。

- ・ごみの排出抑制と減量効果が期待できる水準
- ・住民の受容性
- ・周辺市町村の料金水準

料金水準については、図4のとおり手数料水準が高い大袋1枚(40ℓ～45ℓ)70円以上にした場合の減量効果が一番高くなっています。

また、市民の受容性に関して、自治会説明会等で、手数料2.0円/ℓは高いとの意見もありましたが、手数料収入のごみ処理経費全体に占める割合を試算すると約17%となり、有料化を実施した場合でも、ごみ処理経費の大部分は税金で賄われることになることから、市民が受容できる範囲であると考えます。

周辺市町村の手数料水準については、神奈川県下では大和市だけが1.6円/ℓで、鎌倉市・逗子市・藤沢市が2.0円/ℓとなっていますが、大和市においても有料化導入時は2.0円/ℓの手数料でした。

以上のこと踏まえ、ごみの減量効果、市民の受容性、近隣自治体との手数料水準のバランスを考慮し、本市では2円/ℓの手数料が妥当であるとしました。

手数料 指定ごみ袋1ℓ当たり2円

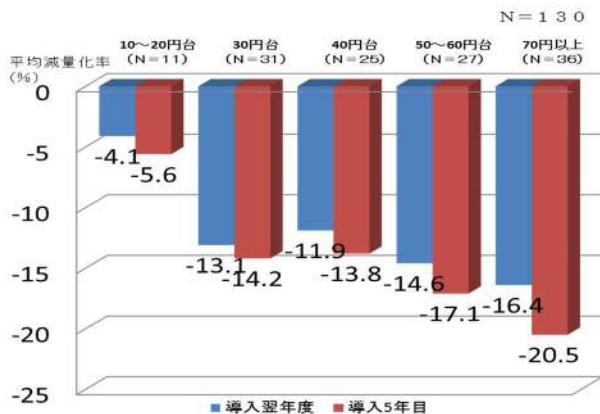


図4 手数料水準と家庭系ごみ排出量の減量効果（単純従量制130市）
横軸は大袋1枚(40ℓ～45ℓ)の価格、
Nは実施自治体数
出典：東洋大学 山谷修作教授調査資料

(5) 有料指定ごみ袋（有料化対象品目）の種類・形状と販売方法

① ごみ袋の種類と価格

有料指定ごみ袋は、各世帯がごみの排出量に適した大きさの袋を選択できるように、複数の容量のごみ袋を用意することが適當と考えます。

また、容量の小さいごみ袋を利用するほど費用負担が少なくなることから、ごみ減量化に対する動機付けが働くように小さいごみ袋も用意する必要があります。

他市のごみ袋の種類、使用割合等を参考にし、本市としては有料指定ごみ袋の種類を5ℓ、10ℓ、20ℓ、40ℓの4種類とします。

【価格：1枚当たり】

	5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ
燃やせるごみ	10円	20円	40円	80円
燃やせないごみ	10円	20円	40円	80円

【販売にあたって】

- 1 販売する有料指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の2種類とします。
- 2 全てのサイズを原則、10枚セットで販売します。
- 3 価格は、全ての指定ごみ袋取扱店（販売店）で同じです。
- 4 手数料として購入していただくため、消費税はかかりません。

② 袋の形状等

有料指定ごみ袋の形状については、市民にとって扱いやすく運びやすい形状での「持ち手付き袋」とします。

有料指定ごみ袋の色や表示する内容等の仕様については、今後検討することとします。

③ 有料指定ごみ袋（有料化対象品目）の販売方法

有料指定ごみ袋の販売方法は、日常生活において容易に購入でき、地域ごとにバランスのとれた取扱店の配置も重要であることから、市内のスーパー・マーケット、コンビニエンスストア、小売店、隣接市との市境の取扱店での販売が出来るように検討します。

(6) 手数料の減免

① 基本的な考え方

家庭系ごみ有料化の実施に当たり、低所得者等への経済負担について考慮する必要があります。また、分別品目によっては、有料化の対象とすることが適当でないものもあります。

手数料の減免措置については、減免対象世帯に対し、有料指定ごみ袋を配布する方法で検討します。ただし、減免対象世帯においても、ごみの減量意識を持つてもらうため、次のとおり交付枚数に上限を設けることとします。

② 減免対象者の範囲

市民からの意見等を踏まえ、従来の福祉施策との整合性や公平負担の原則などを総合的に判断し、次のとおり減免措置を行います。

【減免対象世帯】

- ア. 生活保護受給世帯
- イ. 児童扶養手当受給世帯
- ウ. 特別児童扶養手当受給世帯
- エ. ひとり親家庭等医療費助成世帯
- オ. 障がい者手帳所持（身体1・2級、精神1級）かつ非課税世帯
- カ. 療育手帳所持（等級A）かつ非課税世帯

【減免の方法】

減免申請書類の提出などにより指定ごみ袋を交付
(交付時期や方法は今後検討します。)

【無料交付枚数（年間）】

世帯人員1人当たり、10ℓ袋110枚に相当する量

③ 減免対象品目（有料化対象外品目）の範囲について

有料化の対象とすることが適当でない以下の品目は、手数料免除（有料化対象外品目）とします。

また、排出については、「紙おむつ等」及び「落ち葉・雑草」は燃やせるごみの日に排出することとし、地域のボランティア清掃ごみは、原則事前申請とし、指定日、指定場所へ排出する方法で検討します。

減免対象品目	内 容	理 由	排出方法等
紙おむつ等	燃やせるごみのうち、紙おむつや、看護・介護等に伴うガーゼ等のごみ (感染性のものを除く。)	育児や看護・介護等が必要な方がいる世帯への支援のため。	燃やせるごみの日に、市が別に定める袋を用いて排出
落ち葉・雑草	街路樹や庭の落ち葉・雑草	街路樹等の落ち葉や人の意図に反して繁殖する雑草等に対して、手数料徴収はそぐわないため。	燃やせるごみの日に、市が別に定める袋を用いて排出
ボランティア清掃ごみ	自治会活動等におけるボランティア清掃によるごみ	地域の環境美化を目的に道路、公園その他公共の場所を無償で清掃するボランティア清掃ごみに対して、手数料徴収はそぐわないため。	事前申請のうえ、市が別に定める袋を用いて、指定日、指定場所へ排出

（7） 収入の使途

手数料収入を充てる事業は、有料化が廃棄物収集、運搬、処理に係る費用の一部について市民に負担を求めるものであることから、清掃関連の費用、ごみの減量化・資源化、リサイクルの促進、周知啓発活動を目的とした清掃関連事業に限定した特定財源として扱います。

また、手数料の使途に係る情報の公開については、ごみ処理経費の現状と併せ、市民に分かりやすく公開していきます。使途の妥当性や事業の有意性などを評価することが求められるため、導入後も手数料収入が有効に活用され、市民の理解が得られる使い道を検討していきます。

7 家庭系ごみ戸別収集の制度内容について

(1) 収集方法の変更

「燃やせるごみ」は、従来の集積所収集から「戸別収集」に変更します。

※戸別収集とは

道路に面した敷地内にごみを出していただき、1棟ごとに収集する方法です。

なお、既に敷地内に集積所が設置してある大型マンションなどの集合住宅では、収集方法に変更はありません。

(2) 戸別収集の効果

戸別収集により、ごみの排出者が明確になることで、多くの市民が排出者としての自覚と責任を持ち、自らがごみの排出方法を工夫したり、ごみ減量への取り組みを行うなど、意識改革が図られるとともに、市による分別などの個別指導も可能となります。

また、ごみの減量効果を検証する目的として実施した2地区（国分寺台4・5丁目、東柏ヶ谷二丁目）での戸別収集モデル事業では、目的以外の効果として、まちの美観が保たれるといった声も多く寄せられたことからも、有料化と併用実施することで、ごみ減量の相乗効果として、まちの美化などの二次的効果も期待されます。

(3) 戸別収集対象品目について

戸別収集対象品目については「燃やせるごみ」とし、その他の品目（燃やせないごみ、資源物）については、従来どおりのごみ集積所方式としますが、戸別収集への課題が整理でき次第、速やかに戸別収集を実施します。

(4) 排出場所の決定について

戸別収集でのごみの排出場所は、各戸の道路に面した敷地内の分かり易い場所となります。また、現在、小規模アパートなど、敷地内にごみ集積所がない集合住宅では、改めて入居者用のごみ集積所を敷地内に設置していただく必要があるため、土地所有者等と調整を行います。

なお、不法投棄防止の観点から、管理が行き届かない既存の集積所は撤去や集約を行っていきます。

(5) 収集体制の見直し

戸別収集の実施に当たっては、収集効率を考慮するとともに、経費節減を図るため、収集体制や収集頻度等の見直しを行います。

(6) 集合住宅への支援策

集合住宅への支援策（集積所設置等に対する一部助成など）について検討します。

8 家庭系ごみ有料化・戸別収集実施にあたっての留意

事項

(1) ごみの減量化・資源化のための併用施策について

家庭系ごみの減量化・資源化の拡大を図っていくには、有料化だけではなく、その導入に併せて、市民のごみ減量行動を促進する他の施策や市民サービスの向上を図る必要があります。

全国の有料化実施自治体の多くでも、有料化と併せた減量化策を併用実施し、さらなるごみの減量化を図っています。

本市においても、戸別収集の他、以下の施策に取り組みます。

① 剪定枝の資源化

これまで「燃やせるごみ」として分別されていた剪定枝を新たに資源物とし、焼却量の削減に取り組んでいきます。

排出方法については、現行と同様、規定の大きさに切ってひもで束ねて排出することとしますが、収集効率や資源化施設への受け入れ等を考慮し、1回の排出につき、5束を上限とします。

なお、資源化の方法については引き続き検討することとします。

② 雇用機会の創出

戸別収集の実施には、収集等の人員確保が求められます。新たな取り組みとなることから、市全体の施策に繋がることを考え、ごみの収集業務等の場を高齢者や障がい者等の雇用の場として活用することについて検討します。

なお、実施の方法や時期などについては、関係機関と調整の上検討することとします。

(2) 不法投棄と不適正排出対策

有料化・戸別収集の導入に伴い、不法投棄や不適正排出の増加が懸念されるため、不法投棄パトロールや啓発・指導の強化とともに、地域や民間事業者へ通報などの協力を求め、不法投棄や不適正排出がしづらい地域づくりに取り組みます。

(3) 市民への周知啓発の徹底

家庭系ごみの有料化・戸別収集の導入を円滑に進めるためには、市民の理解と協力が不可欠です。そのため、有料化・戸別収集の目的や仕組み等を含め、市民の皆様に取り組んでいただく内容を市広報やホームページ、自治会回覧、市民説明会等によりお知らせしていきます。

(4) 座間市、綾瀬市への情報提供

ごみの減量は、高座清掃施設組合構成三市の共通の課題であり、各市が具体的な減量化策を検討し、実施していくかなければなりません。

本市が検討している有料化・戸別収集等のごみ減量化策については、座間市、綾瀬市にも随時情報提供を行っていきます。

(5) 有料化の制度見直し

環境省作成の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、各自治体で定める「一般廃棄物処理基本計画」の見直し（おおむね5年毎）の機会に併せて、有料化制度の見直しをすることが適切であるとされております。

本市においても、ごみの減量効果や計画目標達成の状況などの評価を行い、有料化制度や他のごみ減量化策について適宜適正な見直しを図っていきます。

9 家庭系ごみ有料化・戸別収集の実施時期について

家庭系ごみ有料化・戸別収集の実施に向けた準備期間を設ける必要があることや、市民に理解と協力をいただくための目的や内容に関する説明を行う期間を十分に設ける必要があることから、平成31年9月30日（月）を実施予定日として取り組んでいきます。